資料2－2

(2) 古賀市下水道事業の経営状況

（2）古賀市下水道事業の経営状況

下水道事業経営の基本的な考え方

公営企業の基本原則

* 地方財政法

（公営企業の経営）

第6条　公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもってこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。

一般会計繰出基準

下水道事業には、経費の負担区分に基づき一般会計（税収入）から負担すべきものとされている経費があり、どの経費を負担すべきかについては、毎年度総務省から基準（「繰出基準」という。）が示されています。

この繰出基準に沿って下水道会計に繰り入れられる繰入金を「基準内繰入金」、それ以外の繰入金を「基準外繰入金」と呼びます。

区分は以下に示しています。

<table>
<tr><td rowspan="2">経費</td><td colspan="2">汚水処理費（私費負担分）</td><td colspan="2">公費負担分</td></tr>
<tr><td>維持管理費</td><td>資本費</td><td>維持管理費
（雨水処理費等）</td><td>資本費
（水洗便所改造奨励金等）</td></tr>
<tr><td colspan="5">収入不足</td></tr>
<tr><td rowspan="2">財源</td><td rowspan="2">使用料収入</td><td>（基準外）</td><td colspan="2">（基準内）</td></tr>
<tr><td colspan="3">一般会計繰入金</td></tr>
</table>

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

地方公共団体全ての会計を対象として、財政の健全化に関する指標の公表制度を設け、それに応じて地方公共団体が財政の健全化や再生のための計画を策定する制度を定めるとともに、計画の実施の促進を図るため行財政上の措置を講ずることで、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的に制定されました。

公営企業については、

① 地方公営企業の経営状況を示す財政指標を整備し、経営状況が健全な段階からその指標の状況を毎年度公表するなど情報開示を徹底する仕組みを設けること
② その指標が一定程度悪化すれば、自主的な改善努力を義務づける経営健全化の段階に移行すること

などの新たな公営企業の健全化制度が整備されました。

(2) 古賀市下水道事業の経営状況

平成28年度の決算状況

平成28年度決算（収益的収支）

区分		決算額　（単位：千円）
収益的収入	1　総収益	1，329，736
	（1）　営業収益	1，029，042
	ア　使用料収入	855，250
	イ　受託工事収益	0
	ウ　その他	173，792
	（2）　営業外収益	300，694
	ア　他会計繰入金	298，566
	イ　その他	2，128
収益的支出	2　総費用	698，257
	（1）　営業費用	443，014
	ア　職員給与費	34，663
	（うち退職手当）	0
	イ　その他	408，351
	（2）　営業外費用	255，243
	ア　支払利息	233，788
	イ　その他	21，455
3　収支差引		631，479

平成28年度決算（資本的収支）

区分		決算額　（単位：千円）
資本的収入	1　資本的収入	426，413
	（1）　地方債	290，700
	（2）　他会計補助金	59，821
	（3）　他会計借入金	0
	（4）　固定資産売却代金	0
	（5）　国（県）補助金	66，417
	（6）　工事負担金	9，475
	（7）　その他	0
資本的支出	2　資本的支出	1，036，790
	（1）　建設改良費	275，998
	（うち職員給与費）	（26，551）
	（2）　地方債償還金	760，792
	（3）　他会計長期借入金返還金	0
	（4）　他会計への繰出金	0
	（5）　その他	0
	3　収支差引	△610，377

(2) 古賀市下水道事業の経営状況

収支の見通し
（平成28年度～平成34年度）

財政収支の見通し

【収益的収支】下水道管の維持補修や汚水処理など下水道事業の日々の活動で発生する収入及び支出　（単位：千円）

	平成28年度（決算）	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
収 入	1,329,736	1,354,224	1,342,141	1,361,114	1,357,796	1,361,114	1,367,832
支 出	698,257	764,193	737,893	732,426	733,189	738,224	750,297
収 支	631,479	590,031	604,248	628,688	624,607	622,890	617,535

【資本的収支】下水道管の布設や施設の改良など投資活動で発生する収入及び支出　（単位：千円）

	平成28年度（決算）	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
収 入	426,413	597,686	656,485	887,427	1,082,483	1,086,748	938,767
支 出	1,036,790	1,271,425	1,390,110	1,585,472	1,722,202	1,722,704	1,574,921
収 支	△610,377	△673,739	△733,625	△698,045	△639,719	△635,956	△636,154

収支再差引	21,102	△83,708	△129,377	△69,357	△15,112	△13,066	△18,619

収益的収入の見通し

【収益的収入】下水道管の維持補修や汚水処理など、下水道事業の日々の活動で発生する収入

（単位：千円）

	平成28年度（決算）	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
営業収入	1,029,042	1,050,870	1,047,798	1,065,098	1,064,275	1,064,687	1,074,517
下水道使用料	855,250	869,717	869,717	885,372	885,372	885,372	895,408
営業外収入	300,694	303,354	294,343	296,016	293,520	296,427	293,315
一般会計繰入金（基準内繰入）	298,566	303,076	293,343	295,016	292,520	295,427	292,315
収入合計	**1,329,736**	**1,354,224**	**1,342,141**	**1,361,114**	**1,357,796**	**1,361,114**	**1,367,832**

収益的支出の見通し

【収益的支出】 下水道管の維持補修や汚水処理など下水道事業の日々の活動で発生する支出

（単位：千円）

	平成28年度（決算）	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
営業費用	443,014	530,262	518,490	523,220	530,400	537,680	547,438
職員給与費	34,663	43,985	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
営業外費用	255,243	233,931	219,403	209,206	202,789	200,544	202,859
地方債利息	233,788	219,334	204,403	193,206	186,789	184,544	186,859
支出合計	**698,257**	**764,193**	**737,893**	**732,426**	**733,189**	**738,224**	**750,297**

収益的収支	631,479	590,031	604,248	628,688	624,607	622,890	617,535

資本的収入の見通し

【資本的収入】 下水道管の布設や施設の改良など投資活動で発生する収入

（単位：千円）

	平成28年度（決算）	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
地方債	290,700	412,000	463,700	661,900	824,200	851,900	711,700
一般会計繰入金（基準内繰入）	59,821	57,410	59,576	56,258	59,576	56,258	59,576
国庫補助金	66,417	120,000	131,209	168,269	137,419	139,769	149,769
工事負担金	9,475	8,276	2,000	1,000	61,288	38,821	17,722
収入合計	**426,413**	**597,686**	**656,485**	**887,427**	**1,082,483**	**1,086,748**	**938,767**

資本的支出の見通し

【資本的支出】 下水道管の布設や施設の改良など投資活動で発生する支出

（単位：千円）

	平成28年度（決算）	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
建設改良費	275,998	470,720	584,999	770,221	901,630	931,737	806,517
(うち職員給与費)	(26,551)	(30,299)	(35,000)	(35,000)	(35,000)	(35,000)	(35,000)
地方債償還金	760,792	800,705	805,111	815,251	820,572	790,967	768,404
支出合計	1,036,790	1,271,425	1,390,110	1,585,472	1,722,202	1,722,704	1,574,921

資本的収支	△610,377	△673,739	△733,625	△698,045	△639,719	△635,956	△636,154

建設改良費の内訳

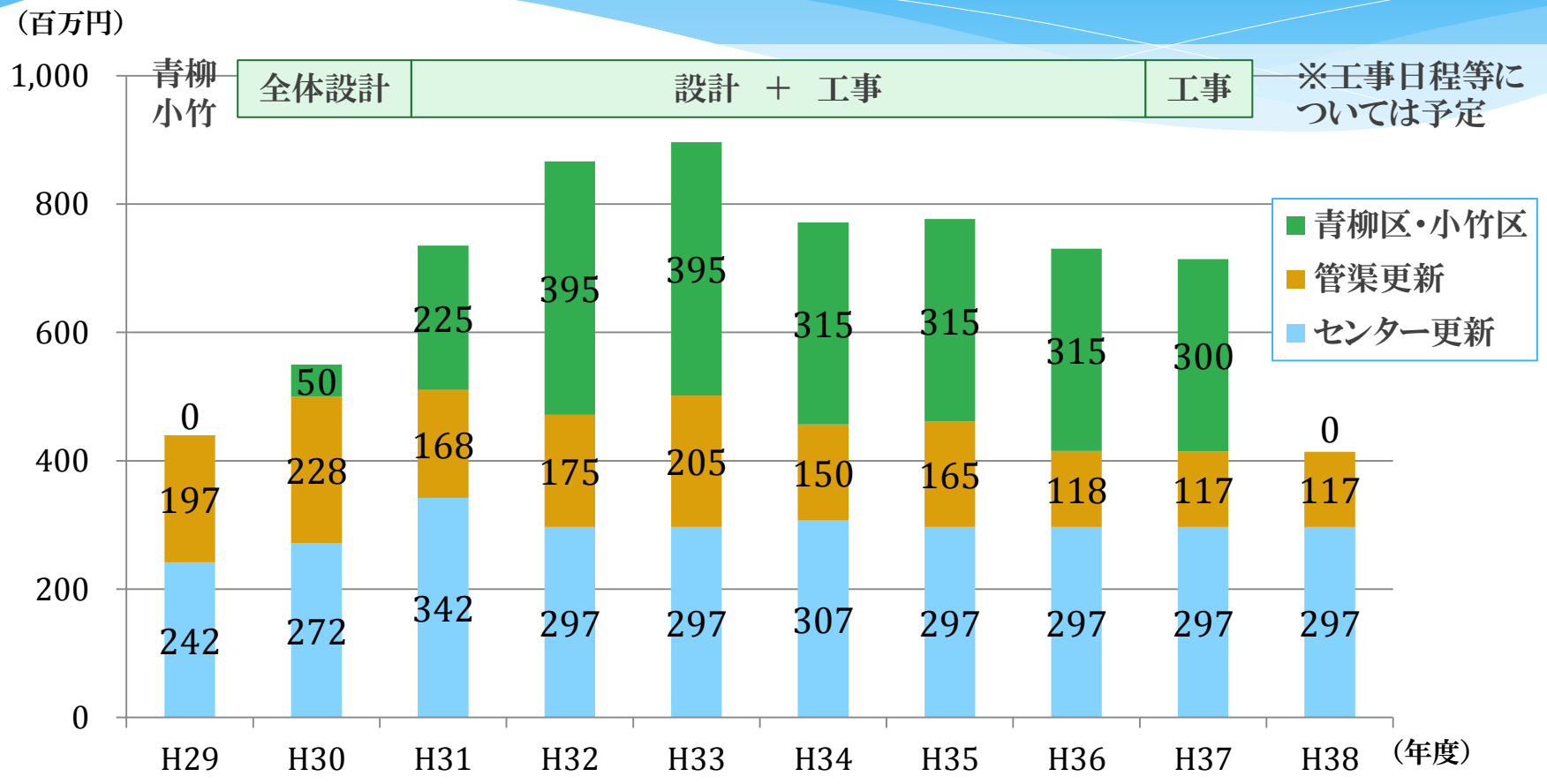
（百万円）
1,000
800
600
400
200
0
青柳
小竹
全体設計
設計 ＋ 工事
工事
※工事日程等については予定
青柳区・小竹区
管渠更新
センター更新
0
197
242
50
228
272
225
168
342
395
175
297
395
205
297
315
150
307
315
165
297
315
118
297
300
117
297
0
117
297
H29
H30
H31
H32
H33
H34
H35
H36
H37
H38
（年度）

地方債残高と元利償還金の推移

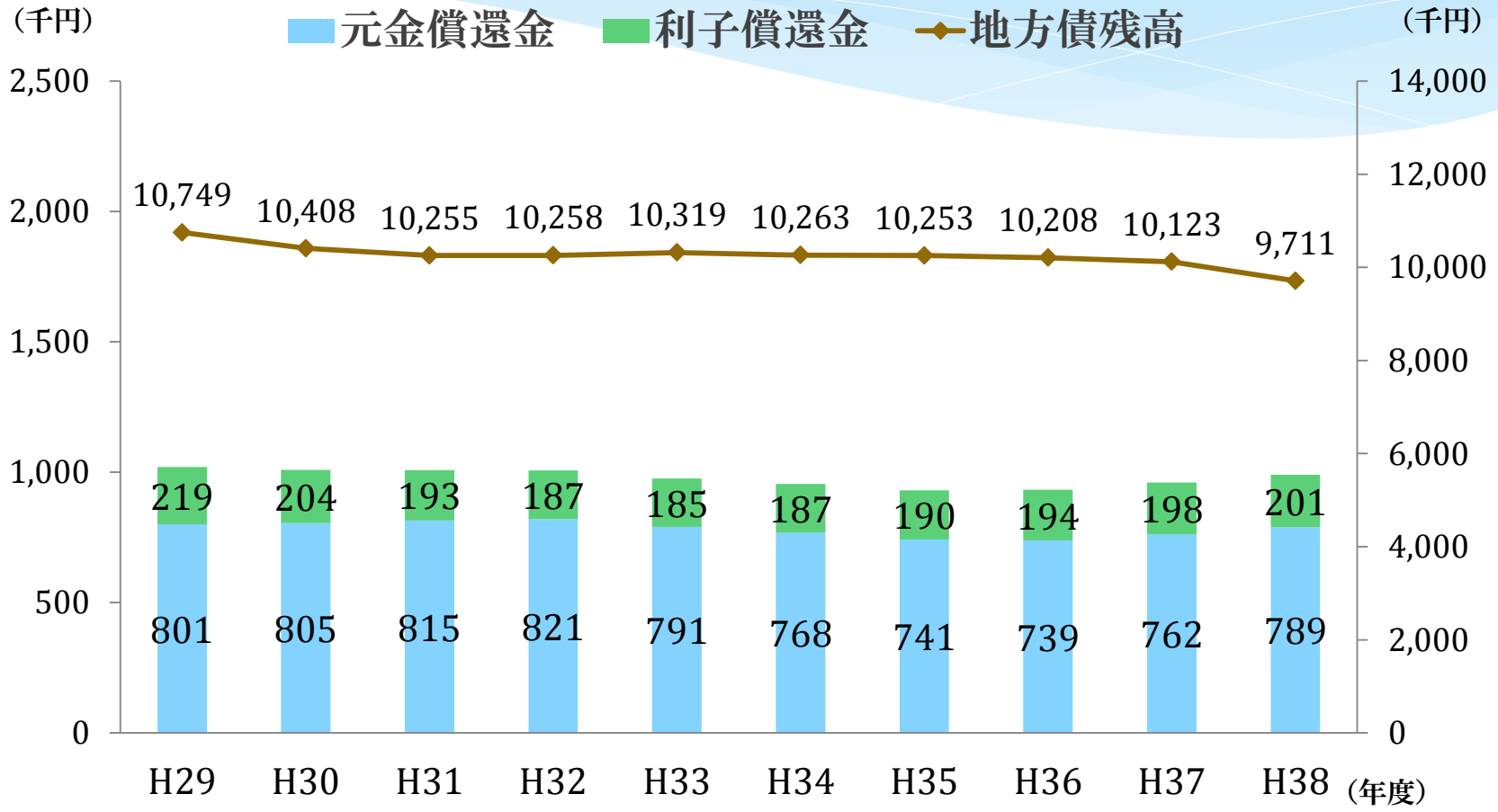

経営基盤の強化

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、公共の福祉を増進していくことが必要です。

こうした中で事業を行っていくには、自らの経営等について的確な状況把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが求められています。

* **有収水量の確保**　有収水量の増加による使用料収入の確保を図ることにより、施設整備に要した費用を早期に回収して経営の健全化を図る。
* **維持管理の効率化**　組織の簡素合理化、定員管理の適正化、業務の民間委託の促進等を推進し、経費の抑制を図る。
* **使用料の適正化**　他会計からの繰入金に過度に依存せず自立・安定した経営基盤を築くため、また、使用料収入により汚水処理原価を回収するため、中長期的な視点に立って使用料の水準を設定すること、国の示す使用料水準に引き上げることなどにより適正化を図る。
* **地方公営企業法の適用**　下水道施設が住民の恒久的財産として適正に維持され、その利用に供していくために健全な運営を確保し、住民の要請に的確に応えていくため、事業の経営状況や財政状況をより明確にする。

(3) 下水道事業の使用料

（3）下水道事業の使用料

下水道使用料の基本的な考え方

下水道使用料の基本原則

下水道は、地方自治法第244条に規定する公の施設に該当すると解されており、公の施設についてはその「利用につき使用料を徴収することができ」（同法第225条）、当該使用料については「条例で定めなければならない」（同法第228条第1項）とされています。

下水道法第20条第1項にも同様の規定があり、同条第2項で基本原則が定められています。

（使用料）

第20条　公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2　使用料は、次の原則によって定めなければならない。

⑴　下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

⑵　能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。

⑶　定率又は定額をもって明確に定められていること。

⑷　特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3　略

下水道使用料の算定方法

1. 事業計画・財政計画の策定

- 下水道事業を継続するに当たり、今後必要な投資と必要額の見直し
- 今後の使用料収入や投資、地方債残高の見通し

2. 使用料算定期間の設定

- 公共料金としての安定性を確保するため、料金算定期間を決定
- 料金算定期間内に事業を行う財源として使用料収入がいくら必要かを決定

3. 使用料体系の決定

- 必要な使用料収入を使用者間でどのように割り振り、負担するかを決定

下水道使用料算定期間の設定

下水道使用料算定の基本的考え方

- 日常生活に密着した公共料金としての性格からできるだけ安定したものであることが望ましい
- あまりに期間が長期に及ぶと予測の確実性を失う

↓

財政計画期間は、一般的には2～4年程度が適当

下水道使用料の対象経費

公費から負担すべきものとされている経費を除いた汚水処理にかかる経費は、使用料でまかなわれるべきもので、その経費を「使用料対象経費」といいます。

下水道事業を行うための経費（汚水処理費用）

- 下水道サービスを提供するために必要な費用（維持管理費）
- 地方債の支払利息
- 今後の投資や資産維持のための費用（資本費）

維持管理費		資本費		
人件費 施設補修費 委託料　など	＋	【官庁会計の場合】 地方債元利償還金 【企業会計の場合】 減価償却費 地方債支払利息	＝	下水道使用料

総務省基準

一般会計が負担することとされている経費については、繰出基準で位置づけられており、これらの財源については基準内繰入としての一般会計繰入金が充てられます。

これらの基準内繰入を適正に充当するため、総務省では、使用料単価を少なくとも150円／㎥以上とすることを提言しています。

上水道、浄化槽事業等の使用料水準を勘案して目指すこととされる下水道使用料の基準は、以下に示すとおりです。

下水道使用料　　月　3，000円／20㎥

（3）下水道事業の使用料

古賀市の下水道使用料

下水道使用料体系

基本使用料制＋従量使用料制＋累進使用料制

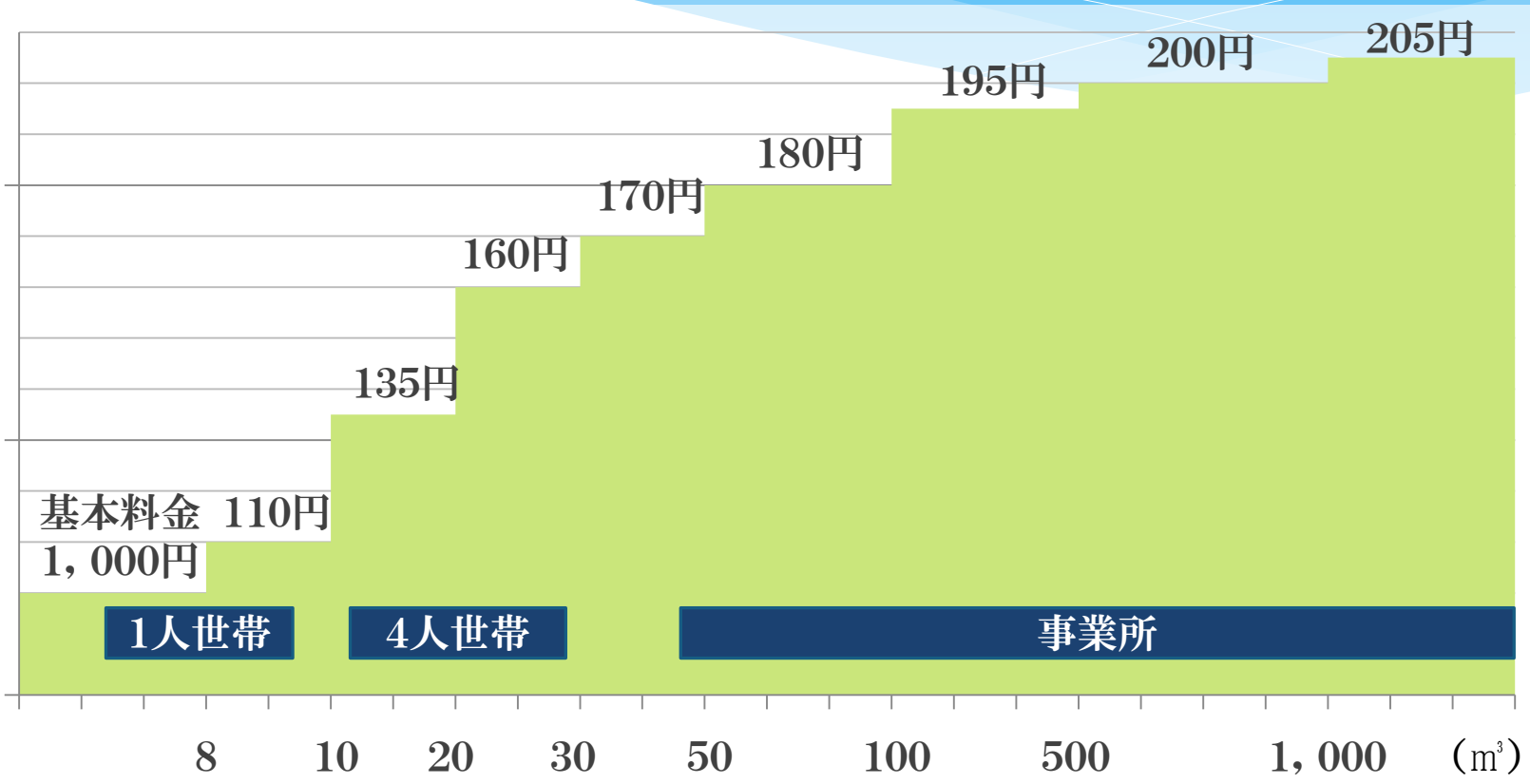

下水道使用料の変遷

<table>
<tr><th></th><th>S53</th><th>S60.6</th><th>S63.7</th><th>H5.12</th><th>H9.6</th><th>H27.10</th></tr>
<tr><td>0～8㎥</td><td rowspan="2">基本料金
400円</td><td rowspan="2">基本料金
640円</td><td rowspan="2">基本料金
800円</td><td rowspan="2">基本料金
1，000円</td><td rowspan="2">基本料金
1，100円</td><td>基本料金
1，000円</td></tr>
<tr><td>9～10㎥</td><td>110円</td></tr>
<tr><td>11～20㎥</td><td>50円</td><td>80円</td><td>105円</td><td>120円</td><td>125円</td><td>135円</td></tr>
<tr><td>21～30㎥</td><td rowspan="6">60円</td><td rowspan="6">95円</td><td rowspan="2">125円</td><td rowspan="2">145円</td><td>150円</td><td>160円</td></tr>
<tr><td>31～50㎥</td><td>160円</td><td>170円</td></tr>
<tr><td>51～100㎥</td><td rowspan="4">130円</td><td>155円</td><td>170円</td><td>180円</td></tr>
<tr><td>101～500㎥</td><td rowspan="3">160円</td><td>180円</td><td>195円</td></tr>
<tr><td>501～1，000㎥</td><td>185円</td><td>200円</td></tr>
<tr><td>1，001㎥～</td><td>190円</td><td>205円</td></tr>
<tr><td>累進度</td><td>1．20</td><td>1．19</td><td>1．24</td><td>1．33</td><td>1．52</td><td>1．86</td></tr>
</table>

※　累進度・・・累進使用料体系における水量区画ごとの使用料単価の最小のものに対する倍率。
値が高すぎると需要抑制が過剰に働く。全国の現状としては、1～3の範囲内に多く分布。
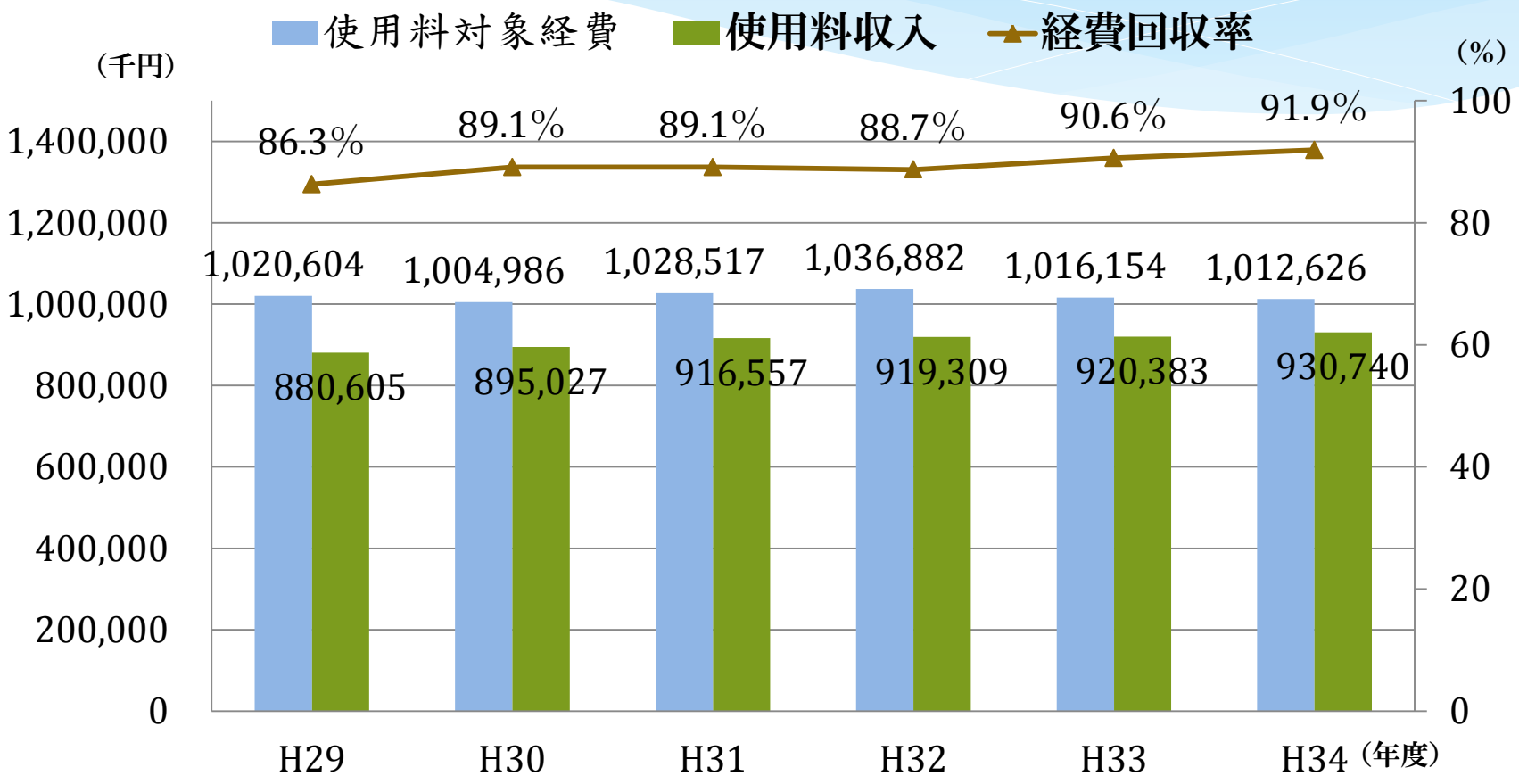
下水道使用料回収率予測